

三富紀敬 著

介護支援政策の
国際比較

—多様なニーズに
対応する支援の実態—



大曾根 寛

(放送大学教授)

本書の位置

今回取り上げる図書の著者、三富紀敬氏は、フランスをはじめとする欧米の不安定労働者（派遣労働・パートタイム労働を含む）に関する研究からスタートし、欧米の介護者に関する研究へと進み、日本では遅れていた「介護者支援」の調査研究を、国際比較を中心にリードしてこられた。三富氏の論稿は『イギリスの在宅介護者』『欧米のケアワーカー』『イギリスのコミュニティケアと介護者』『欧米の介護保障と介

護者支援』『介護者の健康と医療機関』（いずれもミネルヴァ書房刊）と展開してきたが、いよいよそれらの集大成ともいべき本件図書を著された。本書は、英仏その他の欧米諸国における介護者支援の国際比較をすることどまらず、わが国への包括的かつ具体的な政策提言を含む点で画期的である。

本書の意義

本書は、序章「社会的排除研究の多岐に亘る蓄積と介護者の位置」からはじまり、第1章「介護者のニーズと支援の体系」へと続く流れの中で、綿密な一次資料（英仏その他を含む）の検証を踏まえて、介護者の概念と介護者ニーズをめぐる議論をフォローし、介護者支援政策の領域と方法について、一定の方向性を示唆している。

イギリスにおいては、第二次大戦前の早期から対策が論議されていたのに対し、フランスにおいては介護者問題

が遅れて登場してくる事実を確認する。

そのうえで、第2章「介護者支援政策を巡る類型化論とフランスの政策開始時期」では、介護者に関する多様な表現（英語・仏語を含めて）を論じ、家族介護者に限定しない多様性があることを論証する。その結果として、介護者支援政策もまた多様であり、施策の開始時期もまちまちであるということとを明らかにする。

第3章「介護者支援政策のフランス／イギリス2カ国比較」では、フランスにおける支援政策の遅い出発、その要因とフランスの独自性を論ずる。最後に、英仏両国における政策の共通性を確認し、第4章「フランス語圏の介護者支援政策とフランスの位置」、終章「介護者の社会的包摂とレスパイトケア」へとつながっていく。

第4章では、英仏がどのようにに相違するかを論じつつ、介護者ニーズの充足を巡る国際的な普遍性とフランス

の独自性が浮き彫りにされる。評者から見ると、フランスにおける「社会連帯」の理念には家族的連帯、労働者連帯、企業間連帯、国民的連帯、EUを含む国際的連帯とさまざまなレベルがあり、それぞれが重層性を持ちながら、介護者支援の理論的な背景として横たわっているように思えるが、今のところ、それを検証するすべを持たない。

終章は圧巻である。介護者が社会的に排除されかねない実情を、各国のデータから実証的に明らかにしつつ、レスパイトケアの定義を巡る諸見解を点検し、その必要性を訴える。そこから日本で見逃されてきた論点、また立法が遅れてきた問題、社会的排除を克服する関係法制の提言へと結びつく。具体的な一例は介護者の休息、休暇並びにバカンスの権利であり、休息権とも呼ぶことのできるものである。これは要介護者の権利とは別に、介護者の権利として固有性をもつもの

あり、フランスの社会法の発展をさらに継承する考え方でもある。

本書が切り開いた地平と日本の課題

本書では序章から終章まで、一貫して「社会的排除」に関する従来の研究を押さえつつ、その蓄積を活かしながら介護者の位置を定めようとする。そして、介護者の「社会的な包摂」に向けた理論と方策を探っていく。

本書は、欧米における実践と研究が、「見えざる存在としての介護者」を顕現し、政策対象とし、終局的には権利主体としてとらえるという歴史的経過を膨大な資料を紐解きながら明らかにしてきた。

他方、日本においても、ようやく介護殺人事件、介護離職問題等を通して、「見えざる存在としての介護者」が社会問題となりつつある。これからの議論と実践の正念場であるが、育児・介護休業法の若干の改正にとどまら

ず、労働法はもちろん、社会保障法、医事法、教育法、税法、民法、刑法、高齢社会対策基本法、障害者基本法、自殺対策基本法、アルコール健康障害対策基本法など多くの法令の抜本的な改定を含め、総合的な視点に立った政策立案と市民運動が求められるのであろう。その時、介護者を支える基本的な視点としては、2010年代に入ってから、障害者基本法からも発達障害者支援法からも削除されてしまった「社会連帯」の理念が、再度想起される必要があると評者は考える。

(ミネルヴァ書房 価格 7,020円)

